

世田谷区民設民営放課後児童クラブ利用料の助成について

在籍している民設民営放課後児童クラブ※１の利用料につき、下記の要件に該当する場合は、区から利用料の助成を行います。

該当する方は裏面の《手続き方法》について必ずご確認のうえ、ご申請ください。

【助成の対象世帯】

世田谷区民設民営放課後児童クラブ(※１)の利用世帯のうち、利用年度に

- ① 生活保護を受給している世帯
- ② 住民税が非課税の世帯(世帯の１６歳以上の全員)
- ③ 就学援助費を受給している又は、就学援助費の認定基準に該当する世帯(給食費のみ免除の場合を除く)

【助成金額】

児童一人につき

① 月額利用料：５，０００円

② 月額延長利用料(※２)：１，０００円

のうち、実際にお支払いをした金額

※１：世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱における補助対象の民設民営放課後児童クラブを指します。

※２：新ＢＯＰ学童クラブの延長実施時間(18:16～19:00)に準ずる時間の利用料とし、民設民営放課後児童クラブが独自で行う実施時間延長の利用料は助成の対象外です。

〈本件担当・問い合わせ先〉

世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当

〈受付時間〉

月～金(祝日・休日除く) 午前８時３０分から午後５時１５分まで

〒154-8504 世田谷区世田谷４－２１－２７ 第２庁舎２階２０番窓口

TEL：０３－５４３２－２４９３

《手続き方法》〈1〉及び〈2〉の手続きが必要です。

下記手続きに必要な書類については、

区HP (URL : <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/006/003/002/d00207977.html>)

よりダウンロードが可能です。

二次元コード

はこちら⇒



〈1〉助成申請

(1) 必要書類※を世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当までご郵送又はご持参ください。

(民設民営放課後児童クラブでは書類の受け取りができませんのでご注意ください。)

(2) 区から助成金交付の可否について、決定通知をお送りいたします。承認された場合は助成対象者となりますので、下記〈2〉のお手続きを行ってください。

※非課税世帯、就学援助世帯については例年6月～7月にかけて各関係所管から決定が出されますので、助成申請の可否についての決定通知の発送はそれ以降になります。

※【必要書類】

①『世田谷区民設民営放課後児童クラブ利用料助成申請書(第1号様式)』

②申請者の本人確認書類のコピー(原本は絶対に添付しないでください。)

- ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート
- ・在留カード ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など

※添付いただいた書類は保存年限の終了後、速やかに処分いたします。

※区外在住等、世田谷区で要件の確認ができない場合、上記に加えて別途課税証明書や他区の就学援助支給決定通知書を提出していただくことがございますので事前に児童課までご相談ください。

〈2〉助成金の請求

(1) 〈1〉で助成金交付決定通知を受けた方は、下記の提出書類により請求をしてください。

【請求に必要な書類】

①『請求書(第4号様式)』

②利用料の支払いを証明する書面(領収書等)

(2) 請求日と着金日の期間は以下のとおりです。

○当月の1日～末日(土日・祝日・休日の場合、その前開庁日)に児童課に到着した分
＝翌月末(金融機関の休業日にあたるときは、その翌営業日)に着金

(例) 6月末に引き落としした4月～6月分利用料の請求をする場合。

「『請求書(第4号様式)』+引き落としの領収書」を7月中旬に児童課へ提出
＝8月末に指定の口座へ着金

※郵送の場合、請求日は、書類が児童課に到着した日(土日・祝日・休日除く)になります。

発送日(郵便の消印日)ではありません。また、送料は申請者の負担となります。

※郵便事故に関し、区では責任を負いかねますので、ご了承ください。

※請求内容に不備があった場合、児童課よりご連絡します。また、その場合は上記の着金日より遅れる可能性がございますので、ご承知おきください。

※「引き落とし毎に請求」「年度分を一括で請求」等、請求のタイミングは選べますが、
現年度分の請求は、翌年度の4月末日までに必ずご請求いただきますようお願いいたします。